

千葉県告示第959号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により、指定地域密着型サービス事業者の廃止の届出がありましたので、同法第78条の11の規定により告示します。

令和7年11月10日

千葉市長 神谷俊一

事業者の名称	指定に係る 事業所の名称	事業所（施設）の所在地	サービスの種類	廃止年月 日
株式会社元気グループホールディングス	デイサービス・元気庵桜木店	千葉県若葉区桜木北3-18-74	地域密着型通所介護	令和7年 10月31 日